

障害児者向け施設災害時被害状況確認システムについて（補足説明資料）

(H28.08.31)

これまでにいただいたご質問やご意見等を踏まえ補足しましたので、ご覧ください。

1 設置目的は！

今後発生が懸念されている大規模災害に備え、県及び市町村が、発災直後の障害児者向け施設等の被害状況を、施設等の負担に配慮しつつ、迅速かつ簡易に把握し、県及び市町村が行う初動対応に活用することを目的としています。

（補足説明）

- ・ このシステムは、大規模災害発生時に、迅速に情報を収集することを目的としていますので、県内（指定都市・中核市を含む。）に所在する対象事業所全てに被害状況調査メールを一斉送信する仕組みになっています。市区町村等を限定して配信することはできませんので、山崩れや地すべりなど、地域的に限定して発生する災害時の利用は想定していません。
- ・ このシステムは、インターネットを活用していますので、インターネットの通信回線が不通になった場合には利用できません。また、大規模災害時には回線が混雑し、メールが届くまでに時間がかかることも予想されます。なお、情報をご報告いただくサーバーは、災害対策が施されたデータセンターに設置しています。
- ・ 災害が発生した場合には、まず、事業所が所在する市町村に被害情報をご報告いただくことになります。各市町村では、防災無線を設置するなど、独自の連絡体制を整備しています。しかし、大規模災害発生時には、それらが利用できるとは限りませんので、様々な連絡手段が必要となります。このシステムは、大規模災害時に被害情報を収集するための1つの手段として整備したものです。
- ・ このシステムの特徴は、スマートフォンや携帯電話等のインターネット機能を活用することにより、事業所が停電したり、倒壊したりして電話やパソコンが利用できなくなった場合でも、営業時間外であっても被害状況を報告できることにあります。このため、パソコンに届いたメールをスマートフォン等に転送するように設定している場合でも、お知らせ配信用メールアドレス（パソコンのメールアドレス）のほかに、被害状況調査用メールアドレス（スマートフォンや携帯電話等のメールアドレス）も必ずご登録ください。

2 システムの概要は！

まず、事業者の皆様方に、「障害福祉情報サービスかながわ」の「事業所メンバー」から、既にご登録いただいているお知らせ配信用メールアドレス（パソコンのメールアドレス）のほかに、スマートフォンや携帯電話等のメールアドレス（被害状況調査用メールアドレス）を登録していただきます。

県は、災害発生時等に、ご登録いただいている業務用パソコンとスマートフォン等のアドレスに被害状況調査メールを配信します。

事業者の皆様方には、パソコン又はスマートフォン等で受信したメールに記載さ

れたURLにアクセスし、被害状況をご報告いただきます。ご報告いただく項目は、最低限のものとなっています。

主な報告内容：負傷者数、施設の被害の有無、要避難者数等、その他連絡事項

ご報告いただいた情報は、県及び各市町村が直接見るできるようになっています。

(補足説明)

- ・ ご登録いただくスマートフォン等は、業務用のものでも、管理者等が所有する個人用のものでも差し支えありません。個人用のものを登録した場合には、配置転換の際に登録変更を忘れないようご注意ください。
- ・ 被害状況調査メールは、コンピュータから配信されます。登録するスマートフォン等は、パソコン等からのメールを受信できることが必要です。パソコン等からのメールの受信拒否設定をしている場合は、「jiritsu.shien@rakuraku.or.jp」が受信できるよう設定変更してください。設定変更の方法がわからない場合には、携帯電話等の販売店にご確認ください。
- ・ 報告は、スマートフォン等に届いたメールに記載された URL をクリックし、サーバーにアクセスして行います。そのため、携帯電話を登録する場合には、インターネットを閲覧できる機能のあるものを登録してください。
- ・ 調査メールは、原則として、県災害対策本部が設置された場合に速やかに送信します。被害状況が確認でき次第ご報告ください。
- ・ 被害状況調査メールは、ご登録いただいているパソコン及びスマートフォンのメールアドレスの両方に送信します。災害時は、どちらからご報告いただいても結構です。
- ・ サーバーに1度もアクセスのない事業所へは、2時間毎に調査メールが繰り返し送信されます。被害がない場合でも、調査メールを受信した場合には、必ずメールに記載されている URL をクリックし、サーバーにアクセスし、その旨をご報告ください。
- ・ ご報告いただく内容は、必要最少限のものとしています。調査期間中は、何度でもアクセスして報告内容を確認したり修正したりすることができますので、状況の変化に応じて直近の情報を随時ご報告ください。
- ・ ご報告いただいた内容は、県及び市町村がパソコンやスマートフォン等で随時閲覧できるとともに、CSV形式の一覧表を出力できるようになっています。市町村において必要に応じ応急対策に活用するとともに、県としても県災害対策本部に報告し応急対策に活用します。
- ・ 大規模災害時には、行政機関による応救対策のほか、近隣の事業所による相互の支援・協力が重要なので、他の事業所の報告内容を閲覧できるようにしてはどうかのご意見をいただきました。
そこで、平成27年度の訓練終了後に実施したアンケートの中で、「他の事業所の報告内容を閲覧できるようにすること」についてご意見をうかがいました。
その結果、賛成が約71%あった一方、閲覧の範囲を県・市町村に限定して欲し

いという意見も約 16%ありました。

つきましては、このことについては引き続きの検討課題とさせていただきたいと考えております。

3 被害状況調査メールを配信するときは！

原則として、県災害対策本部が設置されたときに配信します。

県災害対策本部が設置されるときは？

- a 県内最大震度 5 弱以上の地震を観測し、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- b 暴風、大雪、暴風雪、高潮警報のいずれかが県下に発表され、かつ、大規模な災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- c 船舶災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害、危険物等災害、大規模な火事災害等が発生したとき、又は発生のおそれがあるとき
- d その他状況により必要があるとき

4 システムにメールアドレス登録していただく事業所は！

県内に所在する障害児者向け居住系・通所系の事業所（グループホーム等を含む。）です。訪問系事業所と相談系事業所は対象外です。

複数の事業所を運営する法人の方は、事業所番号ごとに登録してください。

（補足説明）

・ ご登録いただく事業所は次のとおりです。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 障害者支援施設 | (2) グループホーム |
| (3) 短期入所施設 | (4) 療養介護事業所 |
| (5) 生活介護事業所 | (6) 自立訓練（機能訓練）事業所 |
| (7) 自立訓練（生活訓練）事業所 | (8) 就労移行支援事業所 |
| (9) 就労継続支援 A 型事業所 | (10) 就労継続支援 B 型事業所 |
| (11) 福祉型障害児入所施設 | (12) 医療型障害児入所施設 |
| (13) 児童発達支援事業所 | (14) 医療型児童発達支援事業所 |
| (15) 放課後等デイサービス事業所 | |

5 登録するメールアドレスは！

従来から県等からのお知らせメール配信用として登録していただいている業務用パソコンのメールアドレスとは別に、事務所に職員がいない時間帯や停電などによりパソコンが使えない場合でもメールの送受信ができるよう、施設管理者等が、日常業務等に使用している携帯電話やスマートフォン等のアドレスを登録してください。

（補足説明）

・ ご登録いただくスマートフォン等は、業務用のものでも、管理者等が所有する個人用のものでも差し支えありません。個人用のものを登録した場合には、配置

転換の際に登録変更を忘れないようご注意ください。

- ・ 被害状況調査メールは、コンピュータから配信されます。登録するスマートフォン等は、パソコン等からのメールを受信できることが必要です。パソコン等からのメールの受信拒否設定をしている場合は、「jiritsu.shien@rakuraku.or.jp」が受信できるよう設定変更してください。設定変更の方法がわからない場合には、スマートフォン等の販売店にご確認ください。
- ・ 報告は、スマートフォン等に届いたメールに記載された URL をクリックし、サーバーにアクセスして行います。そのため、登録する携帯電話等は、インターネットを閲覧できる機能のあるものを登録してください。

6 訓練にご参加ください！

県では、年に1回以上、事前にご案内した上で、災害時被害状況確認訓練を実施しています。是非訓練にご参加ください。